

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 長田建設株式会社

業者の住所 : 熊本県菊池郡大津町陣内1356

2 指名停止の期間 : 令和4年6月3日～令和4年6月16日(2週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

4 事実概要

当該業者は、令和3年2月11日、菊池郡大津町における民間発注工事において、ブロックを並べる作業中にブロックが倒れ、労働者に当たり死亡する事故を発生させた。このことにより、同社及び同社従業員に対し、熊本簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令があり、令和4年4月7日、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)